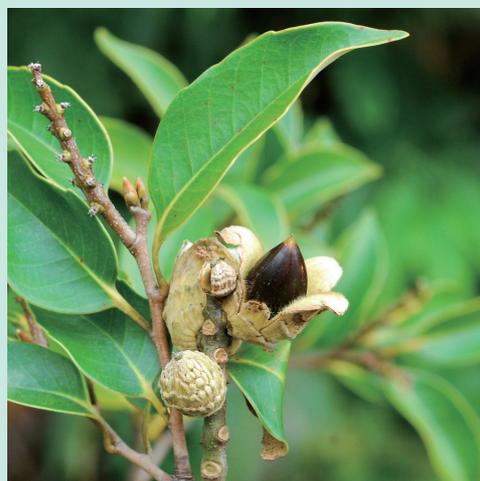


# (仮称)千葉袖ヶ浦天然ガス発電所建設計画 環境影響評価方法書のあらまし



令和2年6月

株式会社 千葉袖ヶ浦パワー

〔写真：袖ヶ浦市の花(ヤマユリ)、袖ヶ浦市の鳥(ウグイス)、盤洲干潟、袖ヶ浦市の木(スダジイ)〕

## はじめに

平素より皆様には当社の事業活動につきまして、格別のご理解とご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

株式会社千葉袖ヶ浦パワー(以下「当社」という。)は、千葉県袖ヶ浦市中袖の出光興産株式会社所有地において、天然ガスを燃料に使用した発電所の共同開発に向けた検討を進めるために、東京ガス株式会社及び九州電力株式会社の出資により令和元年9月2日に設立されました。

当社は、令和元年9月25日に株式会社千葉袖ヶ浦エナジーより、同地点における「(仮称)千葉袖ヶ浦火力発電所1、2号機建設計画」に係る対象事業を「環境影響評価法」第30条の規定に基づき引き継ぎました。

同事業は環境影響評価手続きの内、計画段階環境配慮書及び環境影響評価方法書の手続きを平成27年9月及び平成28年7月にそれぞれ完了しておりましたが、本事業は、対象事業の燃料の種類を石炭から天然ガスへ変更すること及び原動力の種類を汽力からガスタービン及び汽力へ変更することから、「環境影響評価法」第28条の規定に基づき、「(仮称)千葉袖ヶ浦天然ガス発電所建設計画」に係る環境影響評価方法書として再手続きを実施するものです。

本事業では、両出資会社を通じてより多くのお客様に安価かつ環境負荷の小さい電気を安定してお届けすることを目的に、最新のコンバインドサイクル発電方式による天然ガス火力発電所の新設を計画しています。

新設する発電設備は、「東京電力の火力電源入札に関する関係局長級会議とりまとめ」(平成25年、経済産業省・環境省)に基づき、BATの参考表※【令和2年1月時点】に掲載されている「(B)商用プラントとして着工済み(試運転期間等を含む)の発電技術及び商用プラントとしての採用が決定し環境アセスメント手続きに入っている発電技術」同等以上の技術を有するコンバインドサイクル発電方式を採用する計画としています。

発電所建設予定地である千葉県袖ヶ浦市中袖の出光興産株式会社が所有する未利用地は、近隣にある東京ガス株式会社袖ヶ浦LNG基地の既存設備において気化された天然ガスを、パイプラインにより供給を受けることができる立地環境にあります。

発電規模は、安定供給の確保、電気料金のコスト低減、送電可能容量の観点から、同敷地内に設置可能な200万kW(70万kW級×3基)を計画しています。

運転開始時期は、令和10年(2028年)を予定しており、本事業は環境への配慮はもとより、電気事業の安全・安定供給の信念の下、より安価な電力の供給を目指すとともに、千葉臨海地域の経済活性化にも貢献したいと考えています。

本資料は、「(仮称)千葉袖ヶ浦天然ガス発電所建設計画 環境影響評価方法書」に記載している事業の計画、環境影響評価の項目及び調査・予測の手法等の概要をとりまとめたものです。ご一読頂き、ご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

※ BATの参考表 : BAT(Best Available Technology)とは、経済的に利用可能な最良の技術を意味します。BATの参考表は客観性を確保するため、経済産業省及び環境省において、発電設備メーカーや電気事業者等からのヒアリングをもとに、必要に応じ外部有識者等の意見も聴き、策定・更新されます。原則として、毎年度見直し及び必要に応じ随時更新されています。

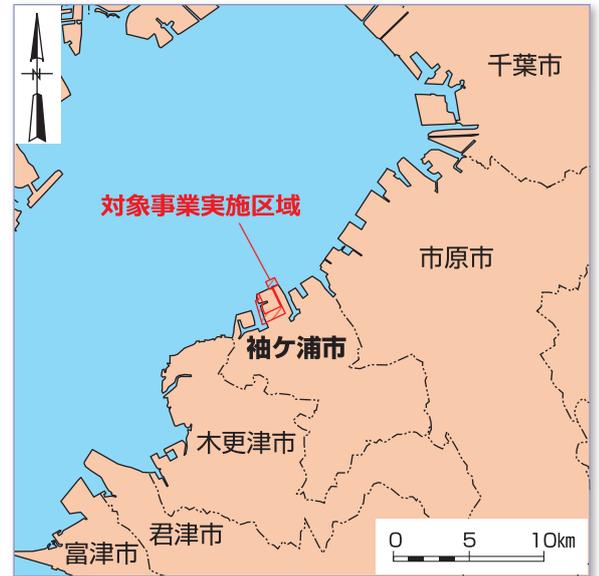
BATの参考表の(A)～(C)の位置づけは次のとおりです。

(A) 経済性・信頼性において問題なく商用プラントとして既に運転開始をしている最新鋭の発電技術  
(B) 商用プラントとして着工済み(試運転期間等を含む)の発電技術及び商用プラントとしての採用が決定し環境アセスメント手続きに入っている発電技術  
(C) 上記以外の開発・実証段階の発電技術

## 対象事業の概要

### 対象事業の内容

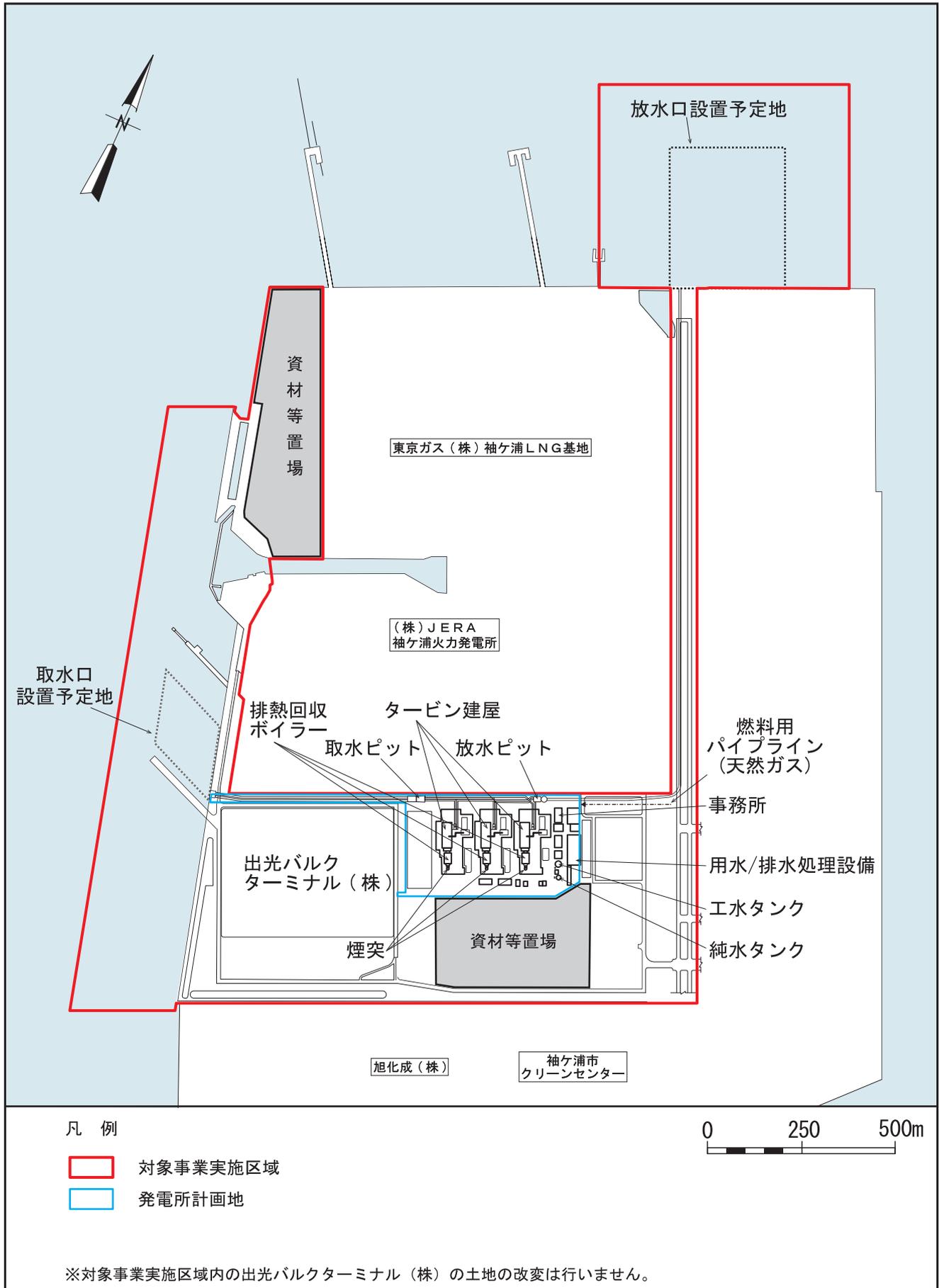
事業の名称	(仮称) 千葉袖ヶ浦天然ガス発電所建設計画
原動力の種類	ガスタービン及び汽力
燃料	天然ガス
出力	総出力200万kW 70万kW級×3基
所在地	千葉県袖ヶ浦市中袖3-1他
運転開始時期	令和10年(2028年)



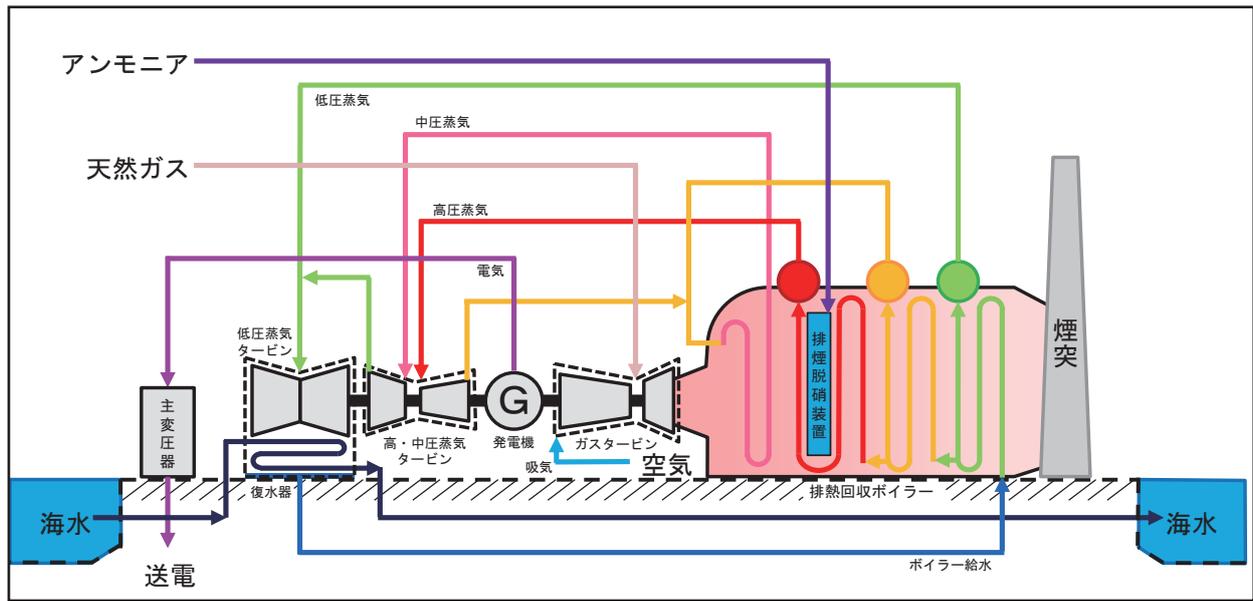
### 対象事業実施区域の位置及びその周囲の状況



発電所の配置計画の概要



## 発電所の設備の概念図



## 工事工程 (予定)

着工後の年数	0	1	2	3	4	5	
着工後の月数	0	12	24	36	48	60	
主要工程	▼取放水設備工事着工		▼機器土木建築工事着工		1号機運転開始 ▼	2号機運転開始 ▼	3号機運転開始 ▼
取放水設備工事	[Red bar from 0 to 36 months]						
機器土木建築工事	[Red bar from 12 to 48 months]						
1号機	機器据付工事	[Red bar from 24 to 36 months]					
	試運転	[Red bar from 48 to 54 months]					
2号機	機器据付工事	[Red bar from 24 to 36 months]					
	試運転	[Red bar from 48 to 54 months]					
3号機	機器据付工事	[Red bar from 24 to 36 months]					
	試運転	[Red bar from 54 to 60 months]					

## 環境影響評価について

環境影響評価とは、環境に影響を及ぼすおそれがある事業について、その事業の着工前に、環境の現状を調査し、事業の環境への影響を予測及び評価して、その結果に基づき適正な環境配慮について検討を行うものです。

環境影響評価方法書は、環境影響評価を行うために必要な対象事業の概要、対象事業実施区域周辺の状況及び環境影響評価を行う項目並びに調査、予測及び評価の手法等について記載したものです。

### 対象事業に係る環境影響評価の項目

#### ● 自然的状況

大気環境、水環境、土壌及び地盤、地形及び地質、動植物、植生、生態系、景観、人と自然との触れ合いの活動の場及び一般環境中の放射性物質の状況について、既存の文献等を参考に概況を調査しました。

#### ● 社会的状況

人口及び産業、土地利用、海域等の利用、交通、学校・病院・住宅等の配置、下水道の整備及び廃棄物の状況について、既存の文献等を参考に概況を調査しました。

また、環境保全を目的とした法令等による指定地域、規制基準についても内容を調査しました。

### 対象事業に係る環境影響評価の項目

環境影響評価を行う項目は、「発電所の設置又は変更の工事の事業に係る計画段階配慮事項の選定並びに当該計画段階配慮事項に係る調査、予測及び評価の手法に関する指針、環境影響評価の項目並びに当該項目に係る調査、予測及び評価を合理的に行うための手法を選定するための指針並びに環境の保全のための措置に関する指針等を定める省令」(平成10年通商産業省令第54号)(以下「発電所アセス省令」という)に基づき、対象事業の特性と対象事業実施区域及びその周囲の地域特性を踏まえ、右表のとおり選定しました。

なお、現地調査については、「(仮称)千葉袖ヶ浦火力発電所 1, 2号機建設計画 環境影響評価方法書」(以下「前方法書」という)以降に実施済の調査結果があることから、前方法書と本事業の事業特性及び地域特性を勘案し、これらの調査結果を用いて適切な予測及び評価を行うことが可能と考えられる項目については、実施済の調査結果を活用することを計画しています。

### 調査・予測の手法

発電所建設工事や運転等によって、環境の変化が予想される大気質や水質等について、文献調査及び現地調査により現況を把握した後、数値計算等によりどの程度影響があるかを予測し、環境保全に対して配慮すべき事項を検討します。

### 評価の手法

調査及び予測の結果を踏まえ、環境影響が実行可能な範囲内で回避又は低減されているか、環境保全についての配慮が適正になされているかを検討、評価します。

また、国や自治体によって、環境基準や環境保全上の規制基準等の環境保全施策が示されている場合には、それらとの整合が図られているかを検討、評価します。

# 環境影響評価項目の選定表

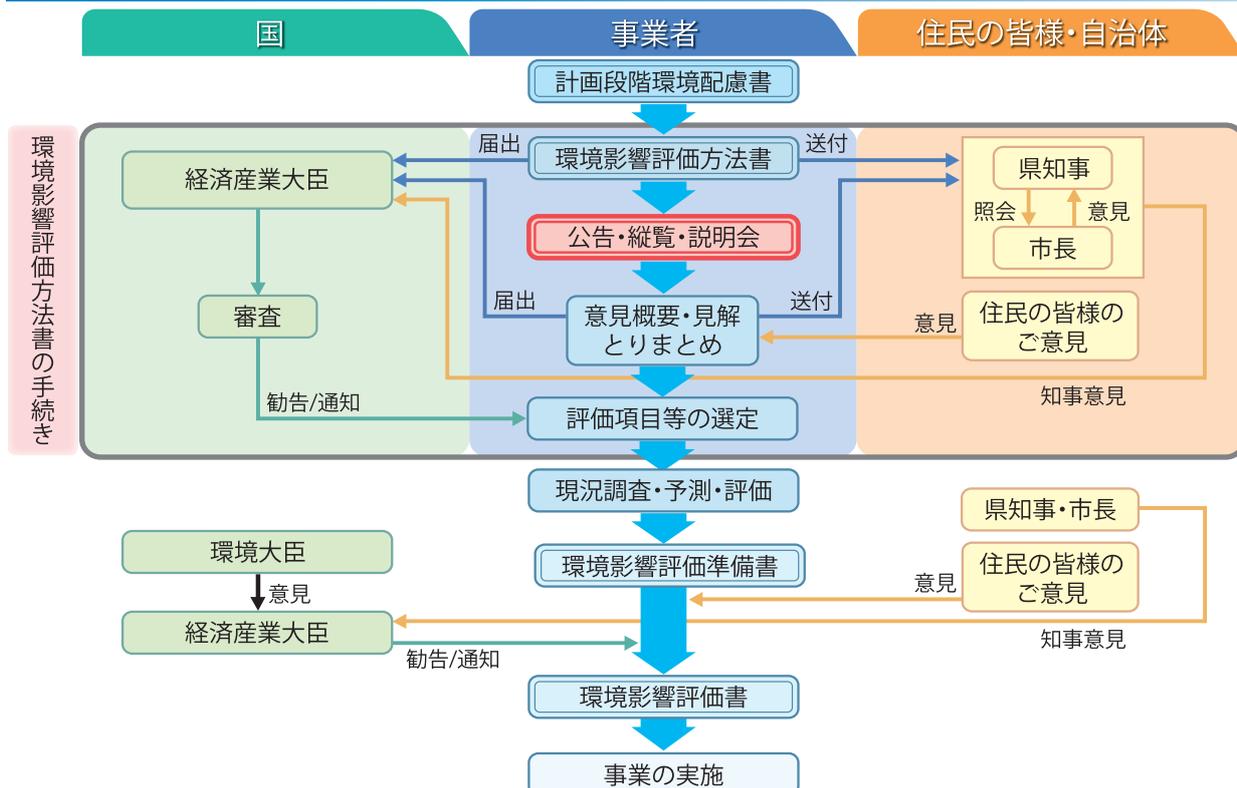
環境要素の区分				影響要因の区分			土地又は工作物の存在及び供用							
				工事の実施	地形 変化及び 施設の存在	施設 の稼働	資材 等の搬 出入	廃棄 物の発 生	施設 の稼働					
									排ガ ス	排 水	温 排 水			
				工 事 用 資 材 等 の 搬 入 出	建 設 機 械 の 稼 働	造 成 等 の 施 工 に よ る 一 時 的 な 影 響								
環境の自然的構成要素の良好な状態の保持を旨として調査、予測及び評価されるべき環境要素	大気環境	大気質	硫黄酸化物				—							
			窒素酸化物	○*	○*			○*					○*	
			浮遊粒子状物質	○*	○*			—						○*
			石炭粉じん				—					—		
			粉じん等	○*	○*									○*
			重金属等の微量物質					—						
	騒音	騒音	騒音	○*	○							○	○*	
			振動	○*	○								○	○*
	その他	低周波音										○		
	水環境	水質	水の汚れ							○*				
			富栄養化							○*				
			水の濁り		○*	○*								
			水温								○*			
		底質	有害物質		○*									
その他	流向及び流速								○*					
その他の環境	地形及び地質	重要な地形及び地質												
生物の多様性の確保及び自然環境の体系的保全を旨として調査、予測及び評価されるべき環境要素	動物	重要な種及び注目すべき生息地（海域に生息するものを除く。）			○*	○*								
		海域に生息する動物					○*			○*				
	植物	重要な種及び重要な群落（海域に生育するものを除く。）			○*	○*								
		海域に生育する植物					○*			○*				
生態系	地域を特徴づける生態系			◎*	◎*									
人と自然との豊かな触れ合いの確保を旨として調査、予測及び評価されるべき環境要素	景観	主要な眺望点及び景観資源並びに主要な眺望景観					○							
		人と自然との触れ合いの活動の場	○*									○*		
環境への負荷の量の程度により予測及び評価されるべき環境要素	廃棄物等	産業廃棄物			○							○		
		残土			○									
	温室効果ガス等	二酸化炭素					○							

- 注:1. 「○」は、環境影響評価の項目として選定する項目を示します。  
 2. 「■」は、「発電所アセス省令」に定める火力発電所の環境影響評価項目(参考項目)を示します。  
 3. ゴシック書体は、前方法書に記載した内容から見直しを行った環境影響評価の項目を示します。  
 「—」;前方法書以降の事業計画の変更に伴い、選定しないこととする項目 「◎」;前方法書審査段階において追加選定した項目  
 4. 「\*」を付した項目は、現地調査を実施済の項目を示します。

## 経緯

- 平成27年 5月 : 株式会社千葉袖ヶ浦エナジー設立
- 平成27年 6月 : 株式会社千葉袖ヶ浦エナジーより配慮書を送付
- 平成28年 1月 : 株式会社千葉袖ヶ浦エナジーより前方法書を届出
- 令和 元年 9月 : 株式会社千葉袖ヶ浦パワー設立
- 令和 元年 9月 : 株式会社千葉袖ヶ浦エナジーより  
「(仮称)千葉袖ヶ浦火力発電所1、2号機建設計画」に係る対象事業を引継ぎ
- 令和 2年 6月 : 対象事業の燃料の種類を石炭から天然ガスへ変更、及び原動力の種類を汽力から  
ガスタービン及び汽力へ変更し、方法書(再手続版)を届出

## 環境影響評価の手続き



## 環境影響評価方法書の縦覧について

	縦覧場所	縦覧期間、時間等
千葉県	環境生活部環境政策課、君津地域振興事務所 地域環境保全課 (君津合同庁舎3階)	令和2年7月1日(水)～7月31日(金) (各施設の閉庁日、閉館日は除きます。) 縦覧時間は、各施設の開館時間によります。
袖ヶ浦市	袖ヶ浦市役所 市政情報室、長浦公民館、平川公民館	
市原市	環境部環境管理課、姉崎支所、有秋支所	
木更津市	環境部環境管理課(クリーンセンター内)、木更津市役所朝日庁舎 行政資料コーナー、岩根公民館、中郷公民館、金田出張所	
事業者	株式会社千葉袖ヶ浦パワー (事務所)	

当社事務所、当社ホームページ (<https://www.cspower.co.jp/>) では、令和2年8月14日(金)までご覧いただけます。

### ご意見の受付

環境の保全の見地からのご意見をお持ちの方は、令和2年8月14日(金)〔当日消印有効〕までに意見書を下記お問い合わせ先へお寄せください。

お問い合わせ先 株式会社千葉袖ヶ浦パワー

〒130-0022 東京都墨田区江東橋4丁目29番12号  
あいおいニッセイ同和損保錦糸町ビル7階  
電話:03-6659-2671 (土曜、日曜及び祝日を除く、午前9時から午後5時まで)



再生紙を使用しています。